

千葉大学大学院専門法務研究科授業料免除選考基準

・千葉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程（第8条）

免除の対象者	次の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合
1. 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合	2. 授業料の納期前6月（入学者は入学前1年）以内において、学資負担者が死亡した場合、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

免除選考基準	専門法務研究科生		
学 力 基 準	<p><1年次></p> <p>入学試験の合格をもって適格とみなす</p> <p><2年次以上></p> <p>標準修得単位数を修得し、学業成績の評語「秀」「優」を3.0、「良」を2.0、「可」を1.0とし、取得科目の平均値が2.0以上 (母子家庭、生活保護世帯等は平均値が1.9以上)</p>		
	<p>(1) 家族の1年間の総収入金額より総所得金額を計算</p> $\boxed{\text{総所得金額}} = (\boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}}) - \boxed{\text{特別控除額}}$		
家 計 基 準	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <p>①必要経費の控除</p> <p>○給与所得の場合は 右の計算式より必要経費の控除を行う。</p> <p>○給与以外の所得（事業所得） そのままの金額（必要経費はゼロ）</p> </td> <td style="width: 40%; padding: 5px; border-left: 1px solid black;"> <p>(必要経費の控除)</p> <p>収入金額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・104万円以下：収入金額と同額 ・105～200万円：収入金額×0.2+83万円 ・201～653万円：収入金額×0.3+62万円 ・654万円以上：258万円 <p>の金額を控除する。</p> </td> </tr> </table>	<p>①必要経費の控除</p> <p>○給与所得の場合は 右の計算式より必要経費の控除を行う。</p> <p>○給与以外の所得（事業所得） そのままの金額（必要経費はゼロ）</p>	<p>(必要経費の控除)</p> <p>収入金額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・104万円以下：収入金額と同額 ・105～200万円：収入金額×0.2+83万円 ・201～653万円：収入金額×0.3+62万円 ・654万円以上：258万円 <p>の金額を控除する。</p>
	<p>①必要経費の控除</p> <p>○給与所得の場合は 右の計算式より必要経費の控除を行う。</p> <p>○給与以外の所得（事業所得） そのままの金額（必要経費はゼロ）</p>	<p>(必要経費の控除)</p> <p>収入金額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・104万円以下：収入金額と同額 ・105～200万円：収入金額×0.2+83万円 ・201～653万円：収入金額×0.3+62万円 ・654万円以上：258万円 <p>の金額を控除する。</p>	
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>②特別控除（世帯を対象とする控除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子世帯控除 ・就学者控除 ・障害者控除 ・長期療養者控除など </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; border-left: 1px solid black;"> <p>(本人を対象とする控除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅通学 ・自宅外通学 </td> </tr> </table>	<p>②特別控除（世帯を対象とする控除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子世帯控除 ・就学者控除 ・障害者控除 ・長期療養者控除など 	<p>(本人を対象とする控除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅通学 ・自宅外通学 	
<p>②特別控除（世帯を対象とする控除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子世帯控除 ・就学者控除 ・障害者控除 ・長期療養者控除など 	<p>(本人を対象とする控除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅通学 ・自宅外通学 		
<p>(2) 収入基準額より家計評価額を計算</p> $\boxed{\text{家計評価額}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{収入基準額（半額免除）}}$ <p>半額免除の家計評価額（半免評価額）を算出する。</p>			
<p>(3) 家計評価額がマイナス及びゼロの者が適格者となる。</p>			

免除の選考

(専門法務研究科生)

- ① 法務研究科生の授業料の総収入予定額の基に算出した予算の範囲内（免除可能額）で免除を行う。
- ② 家計評価額（半免評価額）の低い順に順位付けを行い、低い方から免除可能額の範囲内の学生を半額免除の対象者とする。
- ③ 学生支援専門部会で承認を得る。
- ④ 結果は、学生支援課、法務研究科の掲示に告示する。